

## PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

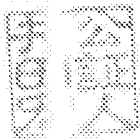
Electronic Version v1.1  
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT7902406

<b>SUBMISSION TYPE:</b>	RESUBMISSION
<b>NATURE OF CONVEYANCE:</b>	ASSIGNMENT
<b>RESUBMIT DOCUMENT ID:</b>	507823507
<b>CONVEYING PARTY DATA</b>	
<b>Name</b>	<b>Execution Date</b>
HEALIOS K.K.	03/08/2023
<b>RECEIVING PARTY DATA</b>	
<b>Name:</b>	HEALIOS K.K.
<b>Street Address:</b>	HIBIYA MITSUI TOWER 12F
<b>Internal Address:</b>	1-2, YURAKU-CHO 1-CHOME, CHIYODA-KU
<b>City:</b>	TOKYO
<b>State/Country:</b>	JAPAN
<b>Postal Code:</b>	100-0006
<b>PROPERTY NUMBERS Total: 4</b>	
<b>Property Type</b>	<b>Number</b>
Application Number:	15028076
Application Number:	15757202
Application Number:	16491746
Application Number:	18000030
<b>CORRESPONDENCE DATA</b>	
<b>Fax Number:</b>	(312)616-5700
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
<b>Phone:</b>	(312)616-5600
<b>Email:</b>	arosales@leydig.com, assignments@leydig.com
<b>Correspondent Name:</b>	LEYDIG, VOIT & MAYER, LTD.
<b>Address Line 1:</b>	TWO PRUDENTIAL PLAZA, SUITE 4900
<b>Address Line 2:</b>	180 NORTH STETSON AVENUE
<b>Address Line 4:</b>	CHICAGO, ILLINOIS 60601-6745
<b>ATTORNEY DOCKET NUMBER:</b>	723741 ET AL.
<b>NAME OF SUBMITTER:</b>	JOHN KILYK, JR.
<b>SIGNATURE:</b>	/John Kilyk, Jr./
<b>DATE SIGNED:</b>	04/14/2023

**Total Attachments: 36**

source=Assignment-Healios KK Change of Address#page1.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page2.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page3.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page4.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page5.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page6.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page7.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page8.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page9.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page10.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page11.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page12.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page13.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page14.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page15.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page16.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page17.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page18.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page19.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page20.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page21.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page22.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page23.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page24.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page25.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page26.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page27.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page28.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page29.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page30.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page31.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page32.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page33.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page34.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page35.tif  
source=Assignment-Healios KK Change of Address#page36.tif



VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Sachiko AMAGAI,

of c/o TAKASHIMA International Patent Office, Meiji  
Yasuda Seimei Osaka Midosuji Building, 1-1, Fushimimachi  
4-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0044 JAPAN,

am the translator of the attached English language  
document and state that the attached document is a true  
translation of a CERTIFICATE OF ALL REGISTERED MATTERS  
CURRENTLY IN EFFECT pertaining to HEALIOS K.K. certified  
on March 8, 2023.

Dated this 22nd day of March, 2023

Signature of Translator

*Sachiko Amagai*

Sachiko AMAGAI

## CERTIFICATE OF ALL REGISTERED MATTERS CURRENTLY IN EFFECT

1-2, Yuraku-cho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo  
HEALIOS K.K.

Corporate registration No.	2900-01-055549	
Trade name	HEALIOS K.K.	
Head Office	<u>7-1, Yuraku-cho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo</u>	
	1-2, Yuraku-cho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo	Relocated on March 1, 2023 ----- Registered on March 1, 2023
Regulations on electronic provision measures	When convening a general meeting of shareholders, the Company shall take measures to electronically provide the information contained in the reference documents for the general meeting of shareholders.	Set on September 1, 2022 -----
		Registered on September 12, 2022
Method of Public Notice	Public notices of the Company shall be issued by electronic means. <a href="http://www.healios.co.jp/">http://www.healios.co.jp/</a> Provided, however, that in case the issuance of electronic public notices are impracticable due to any accident or any other unavoidable reason, the Company shall issue its public notices by publication in the Nihon Keizai Shimbun.	
Date of incorporation	February 24, 2011	
(omitted)		

File No.: na153964 \*Former entries that are currently deleted/replaced are shown with underlines. 1/31



(Partial translation)

1-2, Yuraku-cho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo  
HEALIOS K.K.

	(omitted)
Items Related to Status as Company with Board of Directors	Company with Board of Directors
Items Related to Status as Company with Nominating Committee etc.	Company with Nominating Committee etc.
Items relating to a company with an Accounting Auditor	Company with an Accounting Auditor

QR  
Code

This is a document certifying that the above items are all of the items which are currently valid and recorded in the register.

March 8, 2023  
Tokyo Legal Affairs Bureau  
Registrar

OYAMADA, Minoru [Official seal]

File No.: *na 153964* \*Former entries that are currently deleted/replaced are shown with underlines. 31/31

**PATENT**  
**REEL: 063325 FRAME: 0649**

現在事項全部証明書

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号  
株式会社ヘリオス

会社法人等番号	2900-01-055549	
商号	株式会社ヘリオス	
本店	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号	
	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	令和5年3月1日移転
		令和5年3月1日登記
電子提供措置に関する規定	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。	令和4年9月1日設定
		令和4年9月12日登記
公告をする方法	<p>電子公告とする。  <a href="http://www.healios.co.jp/">http://www.healios.co.jp/</a>                      ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	
会社成立の年月日	平成23年2月24日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大学、研究所及び企業における研究開発の支援、技術指導及びコンサルタント業務</li> <li>2. 医療経営のコンサルタント業務</li> <li>3. 再生医療及び細胞治療に関する技術の研究及び開発</li> <li>4. 再生医療及び細胞治療に関する物品の製造、販売及び輸出入</li> <li>5. 医薬品の研究、開発、製造（受託製造を含む。）、加工、販売、卸し及び輸出入</li> <li>6. 医療機器及び医療器具の研究、開発、製造、リース、販売及び輸出入</li> <li>7. 診断薬の研究、開発、製造、販売及び輸出入</li> <li>8. 医薬品の安全性試験の受託及び情報提供サービス</li> <li>9. 工業所有権、著作権等の知的財産権の取得、保有、使用許諾、譲渡及び管理</li> <li>10. 前各号に関連した投資に関する業務</li> <li>11. 子会社の支配、管理に関する業務</li> <li>12. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	1億3470万8000株	

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号  
株式会社ヘリオス

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6365万4200株	令和 5年 1月31日変更
		令和 5年 2月 3日登記
資本金の額	金46億2227万2941円	令和 5年 1月31日変更
		令和 5年 2月 3日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部	
役員に関する事項	取締役 鍵本 忠 尚	令和 4年 3月25日重任
		令和 4年 4月19日登記
	取締役 津 間 良 成	令和 4年 3月25日重任
		令和 4年 4月19日登記
	取締役 櫻 井 正 剛 (社外取締役)	令和 4年 3月25日重任
		令和 4年 4月19日登記
	取締役 リチャード・キンケイド	令和 4年 3月25日重任
		令和 4年 4月19日登記
	取締役 竹 中 登 一 (社外取締役)	令和 4年 3月25日就任
		令和 4年 4月19日登記
	取締役 余 話 裕 子 (社外取締役)	令和 4年 3月25日就任
		令和 4年 4月19日登記
	取締役 グレン・ゴームリー (社外取締役)	令和 4年 3月25日就任
		令和 4年 4月19日登記
	取締役 ボール・ブレスギー (社外取締役)	令和 4年 3月25日就任
		令和 4年 4月19日登記
取締役 キャン・ギャラハー (社外取締役)	令和 4年 3月25日就任	
	令和 4年 4月19日登記	

	取締役	ジェームズ・パラダイス	令和 4年 3月25日就任
	(社外取締役)		令和 4年 4月19日登記
	指名委員	鎌本 忠尚	令和 4年 3月25日重任
			令和 4年 4月19日登記
	指名委員	櫻井 正剛	令和 4年 3月25日重任
			令和 4年 4月19日登記
	指名委員	余 謙 裕子	令和 4年 3月25日就任
			令和 4年 4月19日登記
	監査委員	澤 間 良 成	令和 4年 3月25日重任
			令和 4年 4月19日登記
	監査委員	櫻井 正剛	令和 4年 3月25日重任
			令和 4年 4月19日登記
	監査委員	余 謙 裕子	令和 4年 3月25日就任
			令和 4年 4月19日登記
	報酬委員	鎌本 忠尚	令和 4年 3月25日重任
			令和 4年 4月19日登記
	報酬委員	櫻井 正剛	令和 4年 3月25日重任
			令和 4年 4月19日登記
	報酬委員	余 謙 裕子	令和 4年 3月25日就任
			令和 4年 4月19日登記
	報酬委員	グレン・ゴームリー	令和 4年 3月25日就任
			令和 4年 4月19日登記
	執行役	鎌本 忠尚	令和 4年 3月25日重任
			令和 4年 4月19日登記
	執行役	澤 田 晶 典	令和 4年 3月25日重任
			令和 4年 4月19日登記

	執行役員 田村 康一	令和 4年 3月25日重任
		令和 4年 4月19日登記
	執行役員 リチャード・キンケイド	令和 4年 3月25日重任
		令和 4年 4月19日登記
	東京都港区麻布台二丁目1番2-1113号 代表執行役員 鍵本 忠尚	令和 4年 3月25日重任
		令和 4年 4月19日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	令和 4年 3月25日重任
		令和 4年 4月19日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の執行役員（執行役員であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 3906個 令和 4年 8月31日変更 令和 4年 9月12日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式3906株 本新株予約権1個当たりの目的たる株式は普通株式1株とする。 なお、本新株予約権の割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率 また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合などその他必要と認められる場合には、当社の取締役会の決議により必要と認める株式の数の調整を行う。 令和 4年 8月31日変更 令和 4年 9月12日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個当たり金100円</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 権利行使の際に要する行使価額は、1株につき金1万円とする。 なお、割当日後、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生</p>	

じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株当たりの株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記の他、割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に順次、行使価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年1月11日から平成37年1月10日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、直ちに本新株予約権を行使できなくなるものとし、当該各号の事由が生じた時点で本新株予約権を放棄する。

(i) 以下のイ、ロに該当する期間に、その対価を1株当たりイ、ロの金額を下回った当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

イ. 割当日から1年後まで：金10,000円

ロ. 割当日の1年後から2年後まで：金15,000円

(ii) 当社の普通株式につき、以下のイ、ロに該当する期間に、その対価を1株当たりイ、ロの金額を下回った売買その他の取引が行われた場合。

イ. 割当日から1年後まで：金10,000円

ロ. 割当日の1年後から2年後まで：金15,000円

(iii) 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、以下のイ、ロに該当する期間に、1株当たりイ、ロの金額を下回った場合。

イ. 割当日から1年後まで：金10,000円

ロ. 割当日の1年後から2年後まで：金15,000円

(iv) 新事業年度ごとに作成する事業計画をベースに第三者評価機関によって算定された1株当たり株式価値が、以下のイ、ロに該当する期間に、1株当たりイ、ロの金額を下回った場合。

イ. 割当日から1年後まで：金10,000円

ロ. 割当日の1年後から2年後まで：金15,000円

(2) 前項に定める場合のほか、次の各号の一に該当した場合についても同様とする。

(i) 新株予約権者が当社の取締役、監査役、顧問又は従業員その

	<p>他これに準ずる地位を失った場合。但し、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(ii) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。</li><li>(iii) 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。</li><li>(iv) 新株予約権者が当社から懲戒処分を受けた場合。</li><li>(v) 権利行使期間を経過したとき。</li><li>(vi) 新株予約権者が新株予約権割当契約に違反した場合。</li><li>(vii) その他新株予約権割当契約の規定により新株予約権者が本新株予約権を行使できなくなった場合。</li></ul> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</li><li>(2) 新株予約権者が権利行使する前に、本新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</li><li>(3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</li></ul>
	<p>第1-2回新株予約権 新株予約権の数 1185個 令和3年8月31日変更 令和3年9月2日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式1185株 本新株予約権1個当たりの目的たる株式は普通株式1株とする。 なお、本新株予約権の割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 <math display="block">\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}</math> また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合などその他必要と認められる場合には、当社の取締役会の決議により必要と認める株式の数の調整を行う。 令和3年8月31日変更 令和3年9月2日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個当たり金100円</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 権利行使の際に要する行使価額は、1株につき金1万円とする。 なお、割当日後、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>



	$\frac{\text{新規発行 1株当たりの株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の時価}}$			
調整後	=	調整前	×	$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の時価}}$
行使価額		行使価額		
<p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。</p> <p>また、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。</p>				
$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$				
<p>上記の他、割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に順次、行使価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。</p>				
<p>新株予約権を行使することができる期間 平成28年1月11日から平成37年1月10日まで</p>				
<p>新株予約権の行使の条件</p>				
<p>(1) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、直ちに本新株予約権を行使できなくなるものとし、当該各号の事由が生じた時点で本新株予約権を放棄する。</p>				
<p>(i) 以下のイ、ロに該当する期間に、その対価を1株当たりイ、ロの金額を下回った当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ. 割当日から1年後まで：金10,000円</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ. 割当日の1年後から2年後まで：金15,000円</p>				
<p>(ii) 当社の普通株式につき、以下のイ、ロに該当する期間に、その対価を1株当たりイ、ロの金額を下回った売買その他の取引が行われた場合。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ. 割当日から1年後まで：金10,000円</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ. 割当日の1年後から2年後まで：金15,000円</p>				
<p>(iii) 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、以下のイ、ロに該当する期間に、1株当たりイ、ロの金額を下回った場合。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ. 割当日から1年後まで：金10,000円</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ. 割当日の1年後から2年後まで：金15,000円</p>				
<p>(iv) 新事業年度ごとに作成する事業計画をベースに第三者評価機関によって算定された1株当たり株式価値が、以下のイ、ロに該当する期間に、1株当たりイ、ロの金額を下回った場合。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ. 割当日から1年後まで：金10,000円</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ. 割当日の1年後から2年後まで：金15,000円</p>				
<p>(2) 前項に定める場合のほか、次の各号の一に該当した場合についても同様とする。</p>				
<p>(i) 新株予約権者が当社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位を失った場合。但し、当社の取締役会が</p>				



	<p>正当な理由があると認めた場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(ii) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。</li><li>(iii) 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。</li><li>(iv) 新株予約権者が当社から懲戒処分を受けた場合。</li><li>(v) 権利行使期間を経過したとき。</li><li>(vi) 新株予約権者が新株予約権割当契約に違反した場合。</li><li>(vii) その他新株予約権割当契約の規定により新株予約権者が本新株予約権を行使できなくなった場合。</li></ul> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</li><li>(2) 新株予約権者が権利行使する前に、本新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</li><li>(3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</li></ul>
	<p>第7回新株予約権 新株予約権の数 398個</p> <p>令和 4年10月31日変更 令和 4年11月 4日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式3万9800株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。） なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 <math display="block">\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}</math> また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。 令和 4年10月31日変更 令和 4年11月 4日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終</p>

値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたりの時価}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成30年6月1日から平成38年5月22日とする。

新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

第8回新株予約権

新株予約権の数

1339個

令和 3年11月12日変更 令和 3年11月12日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式13万3900株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。）

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

令和 3年11月12日変更 令和 3年11月12日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,900円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、平成28年10月17日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金1,930円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{分割（または併合）の比率}}{1}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額  
株式数 +

調整後 調整前 新規発行前の1株あたりの時価  
行使価額 = 行使価額 ×

$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年11月2日から平成38年11月1日までとする。

新株予約権の行使の条件

①平成30年11月2日から令和4年11月1日までの間に、下記②の条件に抵触しない限り、新株予約権者は下記③に定められた割合を限度として権利を行使することができる。また、割当日から平成30年11月1日まで及び令和4年11月2日から行使期間の終期までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使はできないものとする。

②平成28年11月2日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間で、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての本新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。ただし、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使価格の60%を下回っている場合に限る。

③新株予約権者は、本新株予約権を次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(ア) 平成30年11月2日から平成31年11月1日  
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の20%

(イ) 平成31年11月2日から平成32年11月1日  
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%

(ウ) 平成32年11月2日から令和4年11月1日  
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の100%

④新株予約権者は、本新株予約権の権利行使をする場合、割当日から権利行使をする日までの間、継続して当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、上記②の条件に抵触した場合、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑤新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑥本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使はできない。

⑦各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

令和 3年10月28日変更 令和 3年11月 9日登記  
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

第9回新株予約権  
新株予約権の数  
40個

令和 4年12月31日変更 令和 5年 1月10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式4000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。）

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和4年12月31日変更 令和5年1月10日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたりの時価}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後 調整前  
行使価額＝行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたりの時価}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。



新株予約権を行使することができる期間

平成30年11月3日から平成38年10月17日とする。

新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

第11回新株予約権

新株予約権の数

129個

令和 2年12月10日変更 令和 3年 1月 6日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式12,900株とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。  
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 2年12月10日変更 令和 3年 1月 6日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立

していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2020年8月1日から2028年7月12日とする。

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数

500個（本社債（以下に定義する。）の額面金額1000万円につき1個とする。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(1) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数100株）

(2) 数

本新株予約権（以下に定義する。）の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1771円とする。

(3) 2021年7月26日（以下「決定日」という。）までの30連続取引日（以下に定義する。）の当社普通株式の終値（以下に定義する。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2021年8月5日（以下「効力発生日」という。）以降、上記の方法で算出された終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）に修正される（但し、決定日から効力発生日までに下記（4）に従って行われる調整に服する。）。但し、かかる算出の結果、修正後の転換価額が下限修正価額（以下に定義する。）未満となる場合は、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。「終値」とは、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいう。「下限修正価額」とは、決定日に有効な転換価額の52.17%に相当する価額（1円未満の端数は切り上げる。）をいう（但し、決定日から効力発生日までに下記（4）に従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

(4) 転換価額は、2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{aligned} & \text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \\ & \text{転換価額} \quad \text{転換価額} \end{aligned}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。



金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額  
各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

#### 新株予約権を行使することができる期間

2019年8月9日から2022年7月12日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本社債新株予約権付社債発行要項（以下「本発行要項」という。）記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本発行要項記載の税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本発行要項記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本発行要項記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2022年7月12日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合には、取得期日（以下に定義する。）の14日前の日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

#### 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、2022年1月26日以降2022年3月7日までの間、本新株予約権付社債権者に対して、取得期日現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得する旨を通知（以下「取得通知」という。）することができる。但し、取得通知の日以降取得期日までに債務不履行事由が生じた場合、取得期日に取得が完了していない限り、取得通知は無効となり、本発行要項記載の本社債の期限の利益の喪失による償還を適用する。当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社による本「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、取得した本新株予約権付社債を本発行要項に従い消却する。

「取得期日」とは、2022年7月5日とする。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)最終日転換価額

(以下に定義する。)に基づき本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式、及び(ii)本社債の額面金額相当額から(i)の株式数に1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)の96%を乗じて得られる額を差し引いた額(正の数値である場合に限り、1円未満の端数は切り捨てる。)に相当する現金をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、取得日から75取引日前の日に始まる60連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該60連続取引日中に上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「最終日転換価額」とは、1株当たり平均VWAPの計算期間の最終日の転換価額をいう。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)に付された新株予約権

新株予約権の数

40個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」という。)に付された新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額(本社債の総額金40億円、各社債の金額金1億円)を下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(ロ)に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初2037円とする。但し、転換価額は下記(ハ)の規定に従って調整される。

(ハ) 転換価額の調整

① 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{既発行} \quad \text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ \text{株式数} + \frac{\quad}{\quad}$$

調整後 調整前

時 価

$$\text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\quad}{\quad}$$

既発行株式数 + 交付株式数

② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通

株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、2019年7月10日開催の当社執行役会の決議に基づく当社普通株式の発行を除き、また、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 下記④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記④(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、2019年7月10日開催の当社執行役会の決議に基づく2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行を除き、また、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てて除く。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記④(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(v) 本号(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会、執行役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前 転換価額} - \text{調整後 転換価額}) \times \text{調整前転換価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。  
③ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

④ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記②(v)の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数に含まないものとする。

⑤ 上記②記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2019年7月30日から2024年7月22日までとする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

(イ) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日

(ロ) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日

(ハ) 本社債が繰上償還される場合は、当該繰上償還に係る通知がなされた日以降

(ニ) 当社が、本社債につき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益を喪失した時以降

新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

第12回新株予約権

新株予約権の数

3940個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式394,000株とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる



ものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率  
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×

分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行 新規発行株式数×1株あたり払込金額  
株式数＋

調整後 調整前 新規発行前の1株あたりの時価  
行使価額＝行使価額×

既発行株式数＋新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2019年7月16日から2039年7月15日とする。

新株予約権の行使の条件

①本新株予約権は、以下の各号記載の日（以下「権利行使開始日」という。）をもって、それぞれに記載された割合において行使可能となるものとする（行使可能となる新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。ただし、本新株予約権者が割当日から各権利行使開始日までの間、継続して当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役若しくは使用人のいずれかの地位にあることを要するものとし、各本新株予約権は、当該各本新株予約権に係る権利行使開始日から10年を経過した場合には行使することができなくなるものとする。

2020年7月16日：本新株予約権の2.5%

2021年7月16日：本新株予約権の5%

2022年7月16日：本新株予約権の7.5%

2023年7月16日：本新株予約権の10%

2024年7月16日：本新株予約権の10%

2025年7月16日：本新株予約権の10%

2026年7月16日：本新株予約権の10%

2027年7月16日：本新株予約権の10%

2028年7月16日：本新株予約権の10%

2029年7月16日：同日までに行使可能となっていない全ての本新株予約権

②上記①にかかわらず、本新株予約権者が、(i)理由なく当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役若しくは使用人のいずれかの地位からも解雇若しくは解任され、又は再任されなかった場合、(ii)正当な理由により当該地位を退職又は退任した場合には、当該地位を失った時点で行使可能となっていない本新株予約権のうち、(a)当該地位を失った日から1年以内に行使可能となる予定の本新株予約権の全て及び当該地位を失った日から1年以降2年以内に行使可能となる予定の本新株予約権の50%の合計数、又は(b)本新株予約権者が付与された本新株予約権の15%に相当する本新株予約権の数のうち、いずれか大きいものについて、当該地位を失った日から10年を経過する日までの間に限り行使可能となるものとする(行使可能となる新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)

③上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画(本新株予約権に代えて本新株予約権者に新株予約権が交付される場合に限る。)、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合には、当該決議の日から合併、会社分割、株式交換又は株式移転の効力発生日までの間に限り全ての本新株予約権が行使可能となるものとする。ただし、本新株予約権発行要項における組織再編行為の際の新株予約権の取扱いの規定に従い、再編対象会社より各新株予約権と同等の新株予約権が発行される場合はこの限りでない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2)新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

第13回新株予約権

新株予約権の数  
439個

令和 3年11月30日変更 令和 3年12月 3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式43,900株とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 3年11月30日変更 令和 3年12月 3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額

分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行 新規発行株式数 × 1株あたり払込金額  
株式数 +

調整後 調整前 新規発行前の1株あたりの時価  
行使価額 = 行使価額 ×

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要と

する場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2021年11月1日から2029年10月16日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 第14回新株予約権

新株予約権の数

885個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式88,500株とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立



していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}{\text{株式数}}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2022年10月9日から2030年9月23日とする。

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②上記①の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、当該新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「権利承継者」という)に帰属した場合に限り、権利承継者は新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人が新株予約権をさらに行使することはできない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

令和 2年10月 9日発行

令和 2年10月23日登記

第15回新株予約権

新株予約権の数

1502個

令和 4年12月31日変更 令和 5年 1月10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式150、200株とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 4年12月31日変更 令和 5年 1月10日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価

額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行 株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2023年5月31日から2031年5月13日とする。

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②上記①の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、当該新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という）に帰属した場合に限り、権利承継者は新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人が新株予約権をさらに行使することはできない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2)新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

令和 3年 5月31日発行

令和 3年 6月30日登記

第16回新株予約権

新株予約権の数

3940個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式394,000株とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行 新規発行株式数 × 1株あたり払込金額  
株式数 +

調整後 調整前 新規発行前の1株あたりの時価  
行使価額 = 行使価額 ×

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2021年5月31日から2041年5月30日とする。

新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権は、以下の各号記載の日（以下「権利行使開始日」という。）をもって、それぞれに記載された割合において行使可能となるものとする（行使可能となる新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。ただし、新株予約権者が割当日から各権利行使開始日までの間、継続して当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役若しくは使用人のいずれかの地位にあることを要するものとし、各本新株予約権は、当該各本新株予約権に係る権利行使開始日から10年を経過した場合には行使することができなくなるものとする。

2022年5月31日：本新株予約権の2.5%

2023年5月31日：本新株予約権の5%

2024年5月31日：本新株予約権の7.5%

2025年5月31日：本新株予約権の10%

2026年5月31日：本新株予約権の10%

2027年5月31日：本新株予約権の10%

2028年5月31日：本新株予約権の10%

2029年5月31日：本新株予約権の10%

2030年5月31日：本新株予約権の10%

2031年5月31日：同日までに行使可能となっていない全ての本新株予約権

② 上記①にかかわらず、新株予約権者が、当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役若しくは使用人のいずれの地位からも解雇若しくは解任され、又は再任されなかった場合、当該地位を失った時点で行使可能となっていない本新株予約権のうち、(a)当該地位を失った日から1年以内に行使可能となる予定の本新株予約権の全て及び当該地位を失った日から1年以降2年以内に行使可能となる予定の本新株予約権の50%の合計数、又は(b)新株予約権者が付与された本新株予約権の15%に相当する本新株予約権の数のうち、いずれか大きいものについて、当該地位を失った日から10年を経過する日までの間に限り行使可能となるものとする（行使可能となる新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。

③ 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画（本新株予約権に代えて新株予約権者に新株予約権が交付される場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合には、当該決議の日から合併、会社分割、株式交換又は株式移転の効力発生日までの間に限り全ての本新株予約権が行使可能となるものとする。ただし、本新株予約権発行要項の定めに従い、再編対象会社より各新株予約権と同等の新株予約権が発行される場合はこの限りでない。

④ 各本新株予約権が行使可能となった後に新株予約権者に相続が発生した場合、本新株予約権が、当該新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に帰属した場合に限り、権利承継者は行使可能となった各本新株予約権を承継し、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した各本新株予約権を行使できるものとする。各本新株予約権が行使可能となる前に新株予約権者に相続が発生した場合には、その相続人による行使可能となっていない各本新株予約権の行使は認めない。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人が本新株予約権をさらに行使することはできない。



⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

令和 3年 5月31日発行

令和 3年 6月30日登記

第17回新株予約権

新株予約権の数

3896個

令和 5年 1月31日変更 令和 5年 2月 3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式389,600株とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和 5年 1月31日変更 令和 5年 2月 3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、

次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

2024年4月11日から2032年3月24日とする。

新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 上記①の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権が、当該新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という）に帰属した場合に限り、権利承継者は本新株予約権を行使することができる。ただし、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人が本新株予約権をさらに行使することはできない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号  
株式会社ヘリオス

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
指名委員会等設置会社に関する事項	指名委員会等設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社

令和 4年 4月 11日発行

令和 4年 4月 26日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年 3月 8日

東京法務局  
登記官

小山田 実



整理番号 な153964

\* 下線のあるものは抹消事項です

PATENT

REEL: 063325 FRAME: 0680



認証登簿 令和5年第219

認 証

囑託人 天海祥子 は、当公証人の前で添付書面に署名した。

よって、これを認証する。

令和5年3月22日、本公証人役場において

大阪市西区江戸堀一丁目10番8号

大阪法務局所属

公証人

井田 宏 

Registered No.219 of 2023

NOTARIAL CERTIFICATE

I, hereby certify that this document was signed before me and that the signature appearing on same is the true signature of Sachiko Amagai.

Dated on this 22nd day of March, 2023

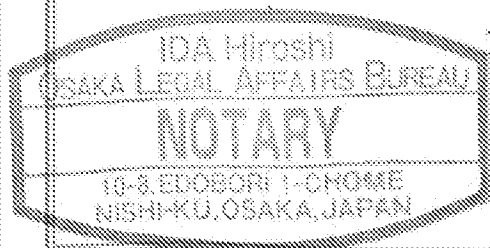
Osaka Legal Affairs Bureau

Notary

IDA Hiroshi

IDA Hiroshi

10-8, Edobori 1-chome Nishi-ku,Osaka, Japan.



大阪法務局所属 公証人役場

PATENT

REEL: 063325 FRAME: 0681

